

第 53 号議案

豊後大野市浄化槽整備推進事業施設条例の一部改正について

豊後大野市浄化槽整備推進事業施設条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

令和元年 6 月 17 日 提出

豊後大野市長 川 野 文 敏

提案理由

令和元年 10 月 1 日から消費税（地方消費税を含む。）の税率が 8% から 10% へ引き上げられることに伴い、条例改正を行いたいので、この案を提出するものである。

豊後大野市浄化槽整備推進事業施設条例の一部を改正する条例

豊後大野市浄化槽整備推進事業施設条例（平成 17 年豊後大野市条例第 227 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条第 1 項の表の(1)の表し尿及び雑排水の項中「640 円」を「660 円」に、「1,230 円」を「1,257 円」に改め、同項の表の(2)の表し尿及び雑排水の項中「640 円」を「660 円」に、「1,230 円」を「1,257 円」に改め、同条に次の 1 項を加える。

- 3 使用料の算定において 10 円未満の端数が生じたときは、その端数金額を四捨五入するものとする。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和元年 10 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の豊後大野市浄化槽整備推進事業施設条例第 6 条の規定は、この条例の施行の日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。